



高齢者の肺炎球菌予防接種の 費用の一部を助成します



◆申請期間

令和8年3月31日まで

◆対象者

接種当日、日光市に住民登録のある下記の方

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方（上記の障がい
で身体障害者手帳1級相当の方）
- ③ 上記①または②に該当する方で、接種してから
5年以上経過している方

◆手続き方法

- 接種希望の方は、事前に裏面の申込書の提出が
必要です。
- 申込書の提出後、健康課から専用の予診票を交
付します。「予診票」には有効期限がありますの
で、交付の際にご確認ください。
- 予診票が届きましたら医療機関に予約のうえ、
接種してください。
- 再接種の方は前回接種から5年以上経過してか
ら予診票を交付します。あらかじめご了承ください。

《申込受付窓口》

健康課、市民課（市役所本庁舎）、各行政センター、
各地区センター、各出張所のほか、郵送での提出も
受付けています。

◆助成金額（一部助成）

接種料金のうち4,000円を助成します。

- ※ 接種料金から助成金4,000円を差し引いた分
は自己負担となります。（自己負担額5,000
～7,000円程度）
- ※ 生活保護受給中の方は、事前の申請で全額を
助成します。申込みの際にお申出ください。

◆実施医療機関

このチラシの裏面をご確認ください。

- ※ 日光市外の医療機関で接種を希望する方は、健
康課まで必ずお問合せください。申込のほかに
手続きが必要な場合があります。

◆予防接種に持参するもの

- ①予診票 ②健康保険証 ③自己負担費用

◆注意事項

肺炎球菌ワクチンは一度の接種で少なくとも5年
間は効果が持続します。5年以内に再接種すると、
接種したところの痛みや腫れなどの副反応が強く出
るため、5年以上の間隔をあげないと再度の接種を
することはできません。

◆健康被害救済

予防接種が原因と認められた一定の健康被害に
対して、予防接種法に基づく救済、または（独）医
薬品医療機器総合機構による医薬品副作用被害救
済制度があります。

肺炎球菌 予防接種 について

肺炎球菌が原因となる主な感染症は「肺炎」です。肺炎は、肺に細菌やウイルスが入ることによって、肺に炎症が起
きる病気です。主な症状は高熱、頭痛、せき、呼吸困難、胸の痛みなどです。肺炎球菌予防接種に使われるワクチン
は、肺炎などの原因となりやすい23種類の型に対して抗体を作り感染を予防するものです。

肺炎に ついて

肺炎は、肺炎球菌以外の原因菌によっても起こります。また、飲食物や唾液が誤って気道に入り込む「誤嚥（ごえん）」
により、細菌も一緒に気道に入り「誤嚥性肺炎」を起こすこともあります。肺炎球菌のワクチン接種だけでは「肺炎」
を完全に予防できません。うがい、手洗いを心がけ、口の中の雑菌を減らすために口の中を清潔に保つことも大切で
す。体の抵抗力が低下して細菌に負けないように、禁煙、規則正しい生活、十分な休養、バランスの取れた食事など、
普段の生活から健康管理をしていきましょう。

◆問合せ先 日光市健康課（日光市今市保健福祉センター内）TEL：0288-21-2756

〒321-1262 日光市平ヶ崎109番地（場所はJR今市駅の近くです）